

「課題の整理及び今後の進め方について」

(障害者県民会議)

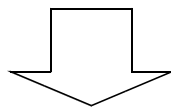
障害者の権利擁護の推進を目的とした条例の制定を検討するにあたり、

- ①障害者への差別事例に関すること、
- ②差別をなくすための取り組み方策に関すること
- ③その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関すること

について、意見等の聴取、交換をすることを目的として設置

<これまでの障害者県民会議の活動>

- 障害者県民会議における3回の会議における議論
- 17の関係団体の協力によるヒアリングの実施
- 差別等事例アンケートの実施
 - ・各委員の来歴を踏まえた委員相互の理解
 - ・各委員の障害(者)に対する理解の深化



(障害者を取り巻く状況の認識)

障害(者)に対する差別、不利益な取り扱い、辛い経験、いやな思い、障害に対する理解不足、障害者に対する誤解、偏見 等々の存在

(共通認識)

実態の把握

現状の認識

対策・施策の必要性

「障害者県民会議において検討していただきたい事項」

(前提)

3度にわたる議論及び17回のヒアリング、アンケート等を踏まえ、

- 1 様々な状況(実態)について、どのような視点で課題を整理するか。
- 2 課題整理を踏まえ、どのような形で方策をとりまとめるか。

○1、2を議論するにあたり、県民会議としての原則的な事項を定めるか、否か。

○方策とりまとめの視点はどうか。

<考え方を共有するにあたっての土台について>

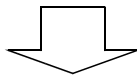
I. どのような形でとりまとめるか。

(検討にあたり研究、考慮を要する事等)

国における取り組み(障がい者制度改革推進会議等の動向等)

各県における取り組み(他県等条例の研究など)

II. 障害者の権利擁護について、どのような観点で考えるか。



どのような形(県条例)とするのか。
(イメージの共有)

<参考>

平成22年6月 障がい者制度改革推進本部 閣議決定

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」

i. 目的・基本的考え方

- ・障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。
- ・障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

ii. 基礎的な課題における改革の方向性

- ・地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- ・障害のとらえ方と諸定義の明確化

iii. 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- ・障害者基本法の改正と改革の推進体制
- ・障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
- ・「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

<県条例の議論にかかる視点>

(1) 理念

(2) 障害者像

(3) 不当な差別、不合理な制限、不利益、権利侵害の区分け

(4) サービス(ハード、ソフト等々)

(5) 役割